

Title	光源氏像形成における「院」：その居宅はなぜ「院」と呼ばれるか
Sub Title	The significance of "In" in the delineation of prince Genji's character : Why is his residence referred to as an "In"?
Author	阪井, 芳貴(Sakai, Yoshiki)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1986
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.48, (1986. 3) ,p.64- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00480001-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

光源氏像形成における「院」

——その居宅はなぜ「院」と呼ばれるか——

阪 井 芳 貴

(一)

光源氏は、父桐壺帝の配慮により臣籍に降下し、やがて人臣最高の太政大臣に至って栄華の絶頂をきわめていたのであるが、藤裏葉の巻において、宮廷から上皇に准ずる待遇を受けることになる。

その秋、太上天皇にならずに御位得たまうて、御封加はり、年官年爵など、皆添ひたまふ。(新潮日本古典集成・四―三〇〇頁。以下同じ。)

この記事でわかるように、准太上天皇すなわち「院」と呼ばれる存在となるのである。しかるに、これ以前から光源氏の居宅を、二条の院・(二条の)東の院・六条の院の如く「殿」や「第」ではなく「院」を用いて呼ぶのはなぜか。従来、その疑問に対して、十分な解答がなされていないように思われる。まず、旧来の諸説を見てゆくことにする。

光源氏の居宅の呼称について、まとめて論じられたものはない。いくつかの注釈に簡単に触れられているだけである

が、古注では『岷江入楚』が、行幸の巻の「六条の院より、御酒・御くだものなどたてまつらせたまへり」（四—一五〇頁）の部分の注に引いた『箋』^一で、「六条院ト書事尊号以前太^{ハナダ}不審也。諸抄不及此沙汰如何。」と初めて疑問が出されており、『湖月抄』において、北村季吟はそれについて、

六条院は乙女巻に、八月にて、六条院つくり果て渡り給ふとありて、其次の巻巻にも見え侍れば、此院の称号なるべし。されば尊号以前にいふ事勿論にや。二条院東院なども其たぐひなるべし。又源氏君終に尊号の事なれば、いせ物語などに極官を書たる、其たぐひにも侍るべし。

と自説を掲げている。光源氏の極位に従って、それ以前から院号を用いたという後の説はもとより受け入れがたいが、前の説については玉上琢彌氏に同様の説がある。

「院」はもと帝室所有の邸。院と呼ばれた邸は、帝から下賜されたあともそのまま何某院と呼ぶ。六条の院もそれであった。六条の御息所の邸は、故前坊（なくなった皇太子）のもので、六条の院と呼ばれたのであろう。それを含めての源氏の邸を六条の院と呼んだのであるが、今度光る源氏は准太上天皇になり、邸の名「六条の院」から離れたも「院」と呼ばれることになったのである。

（『源氏物語評釈』第六卷四六二頁）

つまり、六条の院はもと帝室所有の邸宅だから「院」と呼ばれるのであり、二条の院や東の院の場合も同様であり、そうした「院」と呼ばれる邸宅の主人である光源氏も「院」をもって呼ぶというのである。

しかし、これには二つ問題があると思われる。一つは、『箋』において言っている「六条院」は光源氏の呼称としての「六条の院」であるが、建物の呼称と人物呼称とが混同されており、それを同次元で考察してよいのかということ。稿者は、『源氏物語』の作者は同じ「六条の院」ということばを使いながらも、光源氏が准太上天皇となるまでは人物

呼称としての「六条の院」は使っていないと考えられている。従って、季吟や玉上氏が行幸の巻の「六条の院」を人物呼称としていた点がひっかかるのである。詳しくは後述する。もう一つは、帝室所有の邸宅を院と言うとするが、故前坊の所有であった邸宅が最初から院であったのかという点である。『源氏物語』の中では、光源氏の六条の院造宮以前には六条の院という名で呼ばれる建物については語られていない。故前坊所有の邸、すなわち六条御息所の住居で秋好中宮の伝領していた邸宅は、光源氏がそれを手に入れ、それを含む大邸宅六条の院として完成させるまでは「六条の院」とは呼ばれていないのである。同じことが、二条の院・東の院、或いは桂の院についても言える。これについても後で述べる。

まず、第一の問題点であるが、光源氏の呼称としての「院」は、藤裏葉の巻で光源氏が准太上天皇となった後に、六条の院に帝と院とが行幸する場面で「あるじの院」と言っているのが最初の例である。そして、人物呼称としての「六条の院」は次の若菜上の巻で初めて使われるのである。ここで人物呼称と言っているものは、厳密な意味でのそれであって、内容的に光源氏を指すというような間接的なものは含まない。従って、光源氏が准太上天皇となる前に見られる「六条の院」のうちで、光源氏のことを指していると解釈できる次の三例も、厳密には人物呼称とは認められない。

六条の院より、御酒、御くだものなどたてまつらせたまへり。

(行幸の巻四―一五〇頁)

御読経など、六条の院よりもせさせたまへり。

(藤裏葉の巻四―二八〇頁)

六条の院などよりも、御とぶらひども所狭きまで、御心寄せいとめでたし。

(藤裏葉の巻四―二九四頁)

この他の例では明らかに建物呼称として使われていることが認められるのであるが、これらは、六条の院すなわち光源氏ととれないわけではない。少くとも内容上は光源氏の意向によって行われていることを言おうとしているのであ

り、これらの「六条の院」を光源氏と注をつける注釈も少くない。しかし、厳密にこれらの文を口語訳するならば、例えば右の行幸の巻の例を折口信夫が、

屋敷におるところの源氏の御殿から(源氏の六条院からして)御酒やら間食物などをば献上させなされた。

〔折口信夫全集〕ノート編十五卷二七頁

と訳しているように、「光源氏から御酒や……」というわけにはいかないのである。つまり、後になって、

六条の院は、なま心苦しう、さまざまおぼし乱る。

(若菜上の巻五―四二頁)

と呼ばれるごとき、代名詞としての用法が出てくると同列には扱えないのである。このように、厳密に読むならば、『源氏物語』の作者が光源氏その人を言う場合に「院」を用いるようになるのは、光源氏が准太上天皇になって後であることがわかるであろう。従って、六条の院という名の邸宅の主人であるからという理由だけで、光源氏が「六条の院」と呼ばれるのではないこと、そして、院という呼称について作者が慎重に配慮をしていることがうかがわれるのである。

そのことを裏づけることが二つある。一つは、光源氏の六条の院以前の居宅である二条の院や東の院も同様に「院」と呼ばれていたにもかかわらず、その名をもって光源氏を呼ぶことが一度もなかったことである。「院」と呼ばれる資格が得られる以前から「院」と呼ぶことが許されているならば、光源氏は早くから「二条の院」と呼ばれていたはずである。それが、実際には一度もその事実がないのであるから、同じ考え方をすれば、六条の院の主人であるからという理由だけで「院」と呼ばれるのではないことが明らかになったといつてよいであろう。

二つめは、「六条の院」が光源氏を指しているとも解せる例のあった行幸の巻において、光源氏の呼称として「六条

殿」及び「六条の大臣」が初めて見られることである。「六条殿」の方は真木柱の巻にも、また「六条の大臣」は藤袴の巻・藤裏葉の巻・若菜上の巻に見られるが、「六条の院」「院」という呼称の定着した若菜上の巻以降は、若干の例外を除いて再び使われなくなるのである。この二つの呼称も従来例にないものであった。光源氏について、どこそこの：という呼び方は一度もしていなかったのが、ここで急に使われるのは、一つにはもう一人の大臣、かつての頭の中將でこの時点では内大臣である、その大臣との混乱を避けるためということはい言ひ得るであろうが、それだけの理由であろうか。それまでに「殿」「大臣」などと呼んでいたのを「六条の」と特定するようになったことは、実際の歴史上でも一部の高貴な人物が名前や官職の上に本拠とする邸宅のある地名を冠して呼ばれた（河原の左大臣・三条右大臣など）のと同様、六条の院が光源氏のいろごのみの生活の本拠地として、物語世界の中でも、また読者の間にも定着したことを示している。作者は自然な形で「六条殿」「六条の大臣」を使い始めているのだが、本当は「六条の」には「あの六条の院の主人である」という重い意味が込められているのである。ところが、一方で「六条の院」という建物呼称が使われていた。建物を表わすことばがその主である人物をいう場合にも用いられる慣習からいえば、「六条の院」をもつて光源氏の呼称としてもよいところを、「六条殿」「六条の大臣」としたことは、「六条の院」との使い分けを明確にする意図が働いているのではないかと思われるのである。単純に六条の院の主人であるから「六条の院」と言つてよいのであれば、ここで「六条殿」「六条の大臣」という呼称は必要なかったと思うのである。

次に、第二の疑問、すなわち六条の院は光源氏の所有となる以前から「院」と呼ばれていたのかという点について考えてみる。

玉上氏は先に引用したように、六条御息所の所有であった時、或いはそれ以前の故前坊の所有であった時から「六条

の院」と呼ばれていたと考えられている。この邸宅が、故前坊が父一院（一）から伝領していたものとすれば問題はないかもしれないが、物語中にはそのような事実は描かれていない。この邸宅は、むしろ六条御息所の父大臣の所有であったと考える方が自然であろう。葵の巻に「里におはするほどなりければ」とある、その「里」がこの六条の邸宅を指しているので、二条の院が桐壺更衣が父大臣から伝領していたのと同様、六条御息所が伝領していた私邸なのではないか。そして、この邸宅が光源氏の所有となるまで、どのように呼ばれていたかという点と次の通りである。

かの六条の旧宮をいよく修理しつくろひたりければ、みやびかにて住みたまひけり。 （濡標の巻三―三九頁）

六条京極のわたりに、中宮の御古き宮のほとりを、四町を占めて造らせたまふ。 （少女の巻三―二七二頁）

八月にぞ、六条の院造り果ててわたりたまふ。未申の町は、中宮の御古宮なれば、やがておはしますべし。

（少女の巻三―二七三頁）

この他に、「六条わたり」「六条京極わたり」とも言われているが、一度も「六条の院」という言い方はされておらず、その代わり「宮」と呼ばれていることがわかる。宮というのは、主人が御息所であるから当然そう呼ばれてもよいのである。すると、六条の院が光源氏の所有となる前から「六条の院」と呼ばれていたというのは、どうも説得力を欠くようである。この邸宅は、光源氏が自分のものとして四町を占めた大邸宅の一画とした際に、その全体をいう呼称として初めて「六条の院」とつけられたと言っているのではないか。「院」と呼ばれる理由もそこにあるはずである。

同じことが二条の院・東の院についても言える。前者は桐壺の巻の末尾で、

里の殿は、修理職、内匠寮に宣旨くだりて、二なう改め造らせたまふ。

（二―四〇頁）

とあったのが、帚木の巻以降「二条の院」と呼ばれるのであるが、この邸宅が「院」と呼ばれるのは宣旨によって修理されたためではないであろう。二条の院の具体的な様子は若紫の巻で初めて明らかになる。もつとも、それは紫上系の物語では桐壺の巻の次に若紫の巻が続くことから当然のことと言つてよい。そこでは、控え目な書き方ではあるが、大變立派な邸宅であることが示される。この邸宅は、葵上という正妻を娶つた直後、左大臣家でもできるだけのバックアップをしているにもかかわらず、その邸にあまり寄りつかずにいる時に改修されたものである。施王主は桐壺帝であつたとしても、桐壺帝はこの邸宅を自分の所有としたわけではない。はつきりとは書かれていないが、そこに仕えていた人々をそのまま残し、桐壺更衣が残した唯一の忘れ形見である光源氏の住まいとして用意したのである。そのことは、帚木の巻以下の巻々では二条の院は完全に光源氏が自由に使える邸宅として描かれていることから言えよう。改修の終つた二条の院を見て、光源氏は自分の理想とする女性を据えて住みたいと思う。十二歳の光源氏の願望としては不自然な感じもするが、後のいるごみの理想の生活の形成への萌芽がここに見られる。こうして二条の院は光源氏の邸宅として改修されたのであり、院と呼ばれるのも、光源氏の邸宅としての作者の命名の意識が働いているはずである。

東の院の場合はどうであろうか。澤標の巻でこの邸宅の造営が始まるが、そこでは、
二条の院の東なる宮、院の御処分なりしを、二なく改め作らせたまふ。花散里などやうの心苦しき人々住ませむなど、おぼしあててつくるはせたまふ。
(三一―一六頁)

とある。先程の六条の院の場合と同様、「宮」と呼ばれていた邸宅を改築するのである。ただしこちらは「院の御処分」であるから、「院」と呼ばれる資格があるかも知れないが、柏木の巻に「(女三宮が朱雀院から)御処分に広くおもしろき宮賜はりたまへるを」(五一―一八四頁)とあるのを見ても、必ずしも院から下賜された邸宅が皆「院」と呼ばれるわけ

ではないことがわかるのであり、この東の院の場合も「院」と呼ばれることと「院の御処分」であることとは直接の関係はないであろう。この東の院が造られる理由は、花散里ら心にかけている女性を住まわせるためであった。つまり、光源氏のいるごのみの生活の形成の一つの具現としての造営である。一年半程かけて完成した東の院には、花散里と明石の君が入り、更に「あはれとおぼして行く末かけて契り頼めたまひし人々」(松風の巻三一―一九頁)が集まり住むよう構想されていた。紫上の居る二条の院とこの東の院によって、光源氏の理想の生活が完成するはずであった。それが、まもなく六条の院という新たな邸宅の造営によってうやむやになってしまうのであるが、少くとも、東の院が完成した時点においては、明石の君、明石の姫君をもその中に住まわせることで、将来的にも光源氏の栄華の中心拠点としての役割がこの二つの院に与えられていたと考えてよいであろう。

東の院の完成した松風の巻において、もう一つの光源氏の居宅の存在が明らかになる。桂の院がそれである。この邸宅は、「にはかに造らせたまふ」(三一―三〇頁)とあるように、突然出てくるのであるが、これは明石の君が上京、大井に留まるのを受け、光源氏と明石の君との交渉のために用意されたもので、その役割が果された後には再び物語の上にはあらわれない。そして、その邸宅の様子もついに描かれずに終わるのであるが、この桂の院に限っては「桂殿」という呼称もある。このことは、二条の院・東の院・六条の院とは少し性格の異なる、つまりいろいろごのみの理想の具現としての邸宅造営というよりは、あくまで緊急の必要に迫られた、そして小規模なものであったことを示すのではあるまいか。そうは言っても光源氏のものであるから、並々でない邸宅であることは、当時の桂という土地のもつイメージ(3)を背景とした設定からも十分うかがえるのではあるが、「院」と言ったり「殿」と言ったりするあたり、少しニュアンスの違いがあるようである。

しかし、これら四つの光源氏の居宅について言えることは、これらの居宅が他の誰のものでもない、光源氏という理想的な男性がいろごのみの生活を完成させるために設けたものであるということ、従って、光源氏の所有となる前には「院」とは呼ばれていなかった邸宅が、光源氏の所有となり改築された時点で院に、いわば昇格するのである。つまり、上皇待遇であるとか、上皇からの伝領であるとかの問題ではなく、光源氏という図抜けた存在の理想的ないろごのみの生活の場所としての邸宅に、一種の格付けをするために、「殿」や「第」ではない「院」を用いたと考えるのである。その場合、実際の平安時代の生活の反映は見られないであろうか、次に歴史上の院について考えてみることにする。

(二)

ここで、まず院という語はそもそもどのような意味をもつか確認しておく。古い辞書では『和名抄』や『伊呂波字類抄』で院を「別宅也」とするほか、『和名抄』に引用されている中国の『禮部韻略』では、

廣韻垣院謂_レ庭館有_二垣牆_一者_レ曰_レ院

という。『日本国語大辞典』でも、まず「周囲に垣や塀をめぐらした大きな構えの家」としているので、単なる建物をいうのではなく、相当の規模のあるものをいうことがわかる。

次に、実際に院と呼ばれた建物を見てゆくと、邸宅ではやはり、一条院・冷泉院・陽成院等、上皇をはじめとする皇族とのゆかりのあるものが圧倒的に多い。なかでも、天皇が退任した後の御座所を後院と言ひ、在位中にかはじめ場所を決めておく。『拾芥抄』の冷泉院についての記事に「累代後院」とあるごとく、何代もの上皇の御所となった後院

もあれば、『うつほ物語』の藏開上の巻に「後院にとて年ごろ造らせ給ふ、大宮の大路より東、二条大路よりは北に、広くおもしろき院あり、」（角川文庫・中―二〇〇頁）という記事のように実際に新築することもあったであろう。この後院となった建物は院と呼ばれる。ただ、記録・日記類の記述だけで判然としないのは、それらが、最初から院と呼ばれていたのか、それとも上皇とのゆかりができて初めて院と呼ばれるようになったのかということである。例えば、一条院は『拾芥抄』によれば、最初は藤原伊尹の邸宅であり、それを法性寺大臣為光が伝領する。それが、後に女院（東三条院）詮子が伝領するのだが、『栄花物語』のみはてぬゆめの巻に、

かくて一条の太政大臣の家をば女院領せさせ給て、いみじう造らせ給て、みかどの後院におぼしめすなるべし。

（日本古典文学大系・上―一三九頁）

とある。この少し前に、ここを「一条殿」と記しており、それがこの時に初めて「一条院」と改称されたことになるのであるうか。

また、堀川院は『拾芥抄』により昭宜公藤原基経の所有であったことが知られるが、後に円融天皇の行幸がある。『栄花物語』の花山たづぬる中納言の巻に、

かかる程に内も焼けぬれば、みかどのおはします所見苦しとて、堀河殿をいみじう造りみがき給て、内裏のように造りなして、内いであるまではおはしませんと急がせ給なりけり。貞元二年三月廿六日に堀河院に行幸あるべければ、天下急ぎみちたり。

（上―七五頁）

とあるように、「堀川殿」であったのが、行幸のために改築、「堀川院」とし、そこへ行幸があったとすべきか、或いは行幸があったので「堀川院」となったのか、よくわからない。もともと「堀川院」という別称をもっていたという考え

も捨てるわけにはゆかない。

また、河原院は源融の邸宅であるが、これは後に宇多上皇の御所として六条院と呼ばれている。つまり、宇多上皇とは無関係に、嵯峨天皇の皇子で一世の源氏として臣籍に降下していた源融の居宅を院と呼んでいるのである。そして、皇族とは全く無関係であるのに院と呼ばれる邸宅に、菅原道真の居宅菅原院のような例もある。

一方、皇族との関係があっても院と呼ばれる邸宅も存在する。例えば、もと関白藤原教通の邸宅であった二条殿は、後三条上皇や白河上皇の御所となったが、この御所は院とは呼ばれなかった。同様に、大炊御門京極殿は土御門上皇の御在所となったが院とは呼ばれていない。後院であっても院とは呼ばれないことがあることが知られる。

また、御所にはなっていないが、藤原道長の京極殿(4)は、その規模の大きさなど院と呼ばれるのに不足なく、加えて中宮彰子がここで後一条天皇・後朱雀天皇を産むほか、後冷泉天皇もここで誕生しているなど、院と呼ばれても不思議ではないにもかかわらず、「京極院」と呼ばれた記録はない。こうしてみると、院と呼ばれる建物についての論理が明確ではないことがわかってくる。

次に、皇族との関係なしに院と呼ばれる建物を見てみよう。まず、『西宮記』や『拾芥抄』には諸院という項目がある。そこに見られる建物を次に挙げておく(5)。

八省院・豊楽院・武徳殿・中和院・神泉苑・朱雀院・勸学院・驛学院・学館院・弘文院・施薬院・悲田院・崇親院・穀倉院・廩院・供御院・醬院・乳牛院・真言院・紙屋院・漆室・鷹屋院・淳和院・雅院・弘誓院

これを見ると、中央行政官庁・天皇の宴会のための建物・同じく天皇の祭祀場・学校・病院・倉庫・工場等の、さまざまな目的の建物が院と呼ばれていることがわかる。官庁や天皇に直接関係するものはよいとしても、勸学院・学館院

などはそれぞれ藤原氏・橘氏のための学校であるし、施薬院・悲田院は一般市民を対象としたもの、また齋院・紙屋院なども皇室用のものばかり生産していたわけではない。従って、院と呼ばれる建物について皇族や宮廷との関係からのみ論じることではできないのである。それでは、これらがそれぞれ院と呼ばれるための共通要素は何か。確かに、それぞれの建物で行われることには関連はないと考えられるが、ただ、いずれも高度であり、かつ誰にでも公開が可能というわけではない内容を有していることは認められる。そうした性格の建物ならば、ある程度堅固なそして容易に出入りできないよう塀や垣をめぐらした建物であったらうと推測できる。古辞書にあった院の意味がここに生きているのではないであろうか。ただし、それについて明確な定義づけができるかどうか不明で今後の課題としなければならぬ。

以上の他には、仏教の寺院関係の院がある。この方面の院は、前述した上皇御所である後院にも関係してきているが、仏教がもっている建築施設は、主たる寺(伽藍)に対して僧の住む所としての院があるという形で、更にその全体をも寺というのが日本での使われ方であるという⁽⁶⁾。やはり、本来は建築の形態から院と呼ばれたのであろうが、仏教の中で、そのための建築物をいう特殊なことばとなっているのである。しかし、光源氏の居宅を考える上で、この仏教関係の院は考慮の外においてよいであろう。

以上、歴史上の院について見てきたことをまとめると次のようになる。すなわち、上皇御所である後院となった邸宅は、例外はあるものの院と呼ばれている。しかし、その他の邸宅については、院という呼称と皇族との関係の有無とを論理的に結びつけにくい。つまり、院という呼称についての定義づけが困難である。同様のことが、邸宅以外の建物につけられた院についても言える。従って、字義としての、垣で囲まれたある程度の広さをもつ家という概念を当てはめる以外にない場合もある。

このうち、後院をいう院は、准太上天皇となった光源氏をいう「六条の院」につながる。また、後院ではない邸宅が院と呼ばれる例として挙げた、一世の源氏である源融の河原院の存在が、光源氏の居宅をいう「院」を考える上で注目されるのではないかと思われる。次に、この二点について考えてゆくことにする。

(三)

はじめに、光源氏の呼称としての「院」と、光源氏の所有する邸宅の院とは、別の次元で扱われるべきであることを述べた。更に、その点について考えてみる。

光源氏の呼称としての「院」について考えるということは、光源氏が准太上天皇となったことの意味を考えるということである。藤裏葉の巻で光源氏が准太上天皇になることは、単に冷泉帝の気持の反映とだけ受け取ることにはできない。それは、桐壺の巻において示された、高麗人及び桐壺帝自らの予言の実現として、光源氏の栄華の絶頂を描いて物語の大団円としようとした藤裏葉の巻に作者が構想したものであるということが、まず考えられる。光源氏は、臣下としては太政大臣という最高の地位と権力を手に入れたが、それは藤原氏などの他氏でも可能な栄達であった。しかし、予言にもあったように、光源氏はその血統や実力からすれば帝位につくのにはふさわしい資質を備えているのであって、光源氏が理想的な人物として完成するには、他氏にも可能な位置では十分ではない。しかも、実は今の帝の実父であるという事実は、臣下として光源氏の栄達を終らせることを決定的に不可能にするものであった。かくして、光源氏は准太上天皇という位を得るわけであり、それが「院」という呼称に集約されていることは疑いない。そこには、表面的には臣下であって、手に入れられるはずのない皇統の長たる資格というものを、最終的に手に入れたということが込めら

れている。つまり、「院」という人物呼称には王の座の象徴としての意味が込められているということなのである。人物呼称としての「院」と、建物呼称の「院」とを同次元では扱えないと述べたことの意味が、これによって明確になったはずである。前者は、光源氏が「院」と呼ばれる資格が得られるまでは決して使われることのなかった、一種の神聖性をもった「院」であり、後者は、光源氏という理想的な人物が、平安時代の貴族が理想とするいごのみの生活を営む場としての「院」なのである。

光源氏が准太上天皇として、特別な重い意味をもつ「院」をもって呼ばれるようになったために、若菜上の巻以降の第二部では、二つの呼称ははじめがつかなくなるが、むしろ、いごのみの生活の場としての「院」と王の座の象徴としての「院」とが重なり合い、そこに女三の宮の降嫁が付加されて、光源氏のいごのみの理想の生活が完璧なものとなるのであって、「院」ということばに二つの意味をもたせていたことが、かえって効果的であったと言えるのではないであろうか。

ところで、一世の源氏である光源氏のいごのみの生活の完成が「院」と呼ばれる居宅を必要としたということを考える上で、先に少し触れた源融の河原院の存在が重要な意味をもつのではないかと思われる。源融は嵯峨天皇の第十二皇子として生まれ、一世の源氏として左大臣にまで昇進しているけれども、政治的には当時既に藤原氏の台頭がめざましく、摂関家となった藤原良房・基綱父子の陰に隠れてしまっている。にもかかわらず、この人物の評判が後世に語り伝えられたのは、その財力を背景とした河原院の造営による。それは八町を占める大邸宅で、塩竈の風景を模した庭園と潮水を汲み入れた池が殊に有名であり、連日のように宴会が催され、文人が盛んに詩歌を作ったという、比類のない栄華を誇ったのである。『河海抄』以来、この河原院と光源氏の六条の院との関連が、准拠論・モデル論或いは構想論

において枚挙に暇のない程論じられ、その密接さが確認されてきた⁷が、光源氏の居宅が「院」と呼ばれることについても、河原院という、現実に院と呼ばれる大邸宅が一世の源氏の趣味生活の場として存在したことが強く影響していると思われる。『源氏物語』は延喜・天曆時代に時代を設定していると言われるが、実際の河原院の繁栄はその少し前ということになる。光源氏のいろごのみの生活の完成が、それを念頭においた上で、それを上回ることに主眼を置いていたことは十分考えられる。河原院の場合は、その庭園やそこでの宴会の面のみがよく知られているが、光源氏が必要とした邸宅は、勿論そうしたものをいろごのみの生活の構成要素の一つとして受け継ぎながらも、更に、光源氏が愛情をもつて接している女性達をそこに集めて住まわせることを重要な目的とでもつていた。物語においては、男性主人公のいろごのみの理想の生活を描く上で、「とのうつり」が大きな要素になっていることは西村亨先生によって指摘されている⁸。すなわち、広大な邸宅を構え、何人かの愛する女性を集め住まわせて繁栄するということが「とのうつり」の内容で、それはいろごのみの理想の生活の頂点の具現であると説かれている。その意味で、光源氏のいろごのみも、単に源融の実現した趣味生活に匹敵するだけでなく、二条の院・東の院そして六条の院の造営という「とのうつり」によって、交渉をもつた女性すべてに対して誠意をもち続けることで完成するのである。源融にならない、更にそれを上回るいろごのみの完成のために、「院」と呼ばれる邸宅への「とのうつり」が不可欠であったのである。

また、源融と光源氏が同じ一世の源氏であることにも注目しておかねばならない。一世の源氏は、皇子として生まれながら源姓を賜わり臣下に降った人物である。皇位継承権を捨てたことにより、自由な立場が得られるとともに、他氏に対しては皇統である点で優位にある存在である。その一世の源氏の「とのうつり」は、『うつほ物語』にも、源正頼の三条大宮に四町を占めた邸宅や源涼の八町を占めた吹上の浜の邸宅の造営として描かれている。ただし、正頼邸は物

語の主人公の居宅ではないし、涼の邸宅は女性をめぐる要素が全く欠落しているため、ともにいろいろのみの生活の場としては不完全で、「院」とは呼ばれていない。しかし、一世の源氏が大邸宅を造営する物語の系譜が認められることは興味深い。光源氏の「このうつり」もその系譜上にあるものだが、直接に意識しているのはやはり河原院であろう。『源氏物語』の作者の目の前には、前述の道長の邸宅京極殿という大きな存在があったが、それは余りに身近な現実であったとともに、やはり他氏の邸宅という意味でも、光源氏の邸宅のモデルにはなり得なかったのではないか。その、同じ一世の源氏として源融を意識した光源氏は、いろいろのみの生活の完成においても源融を凌駕したのであるが、光源氏の居宅が「院」と呼ばれることについて、河原院の存在が大きな影響を与えていることは確実であろう。それは、とりもなおさず、光源氏像を形成する上で、源融の存在が非常に大きいものであったということにほかならないのである。

なぜ、光源氏の居宅が「院」と呼ばれるのか、それは、一世の源氏である光源氏のいろいろの理想の生活が完成される場としての意味を与えるためであったということを、その造営目的や光源氏の人物呼称としての「院」との比較、そして歴史上の一世の源氏源融の河原院の存在などを考え合わせることで説明してきた。そのことから、光源氏の人物像形成において「院」ということばが大きな働きをしていることが言えるのではないかということを考えてみたわけである。

〔注〕

(1) 三光院実枝の注釈書『山下水』である。

- (2) 一院については系図が確定しがたいが、桐壺帝の父院かとする説(池田龜鑑編『源氏物語事典』など)に従っておく。故前坊は桐壺帝と「同じき御はらから」(葵の巻・二一九八頁)であった。
- (3) 清原元輔の邸宅が桂にあって、源順や大中臣能宣らが集い、歌会などを催している。また、『うつほ物語』でも藤原兼雅が桂に大邸宅を造営している。
- (4) 土御門殿とも呼ばれている。
- (5) 『西宮記』と『拾芥抄』の両方に記載されている建物を『西宮記』における記載順に挙げ、続けて『西宮記』になく、『拾芥抄』に見られる。淳和院以下の三院を挙げた。なお、諸院の項には、この他に宮廷の管理下にあると思われる野・河・池・園が記載されている。
- (6) 杉山信三氏『院家建築の研究』(昭和56年・吉川弘文館参照)。
- (7) 高橋和夫氏「源氏物語『六条院』の源泉について」(『源氏物語の主題と構想』所収・昭和41年・桜楓社)・藤村潔氏「河原院考」(『源氏物語の研究』所収・昭和55年・桜楓社)に特に詳しい。
- (8) 『新考王朝恋詞の研究』(昭和56年・桜楓社)三〇五―三〇七頁参照。

〔付記〕

本論文をまとめるに当り、西村亨先生から懇切な御指導をいただいた。記してお礼申し上げます。